

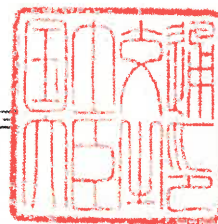


## 認定書

国住指第1605号  
平成 18年 11月 16日

化工機商事株式会社  
代表取締役 能仁 泰志 様  
Nullifire Limited  
Director John Gordon 様

国土交通大臣 冬柴 鐵三



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第2条第七号及び同法施行令第107条第一号(柱:1時間)の規定に適合するものであることを認める。

### 記

1. 認定番号  
FP060CN-0250
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称  
ポリリン酸アンモニウム混入発泡性酢酸ビニル・アクリル共重合樹脂系塗料被覆/鉄骨柱
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容  
別添の通り

(注意)この認定書は、大切に保存しておいてください。

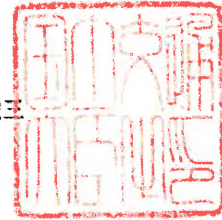


# 認定書

国住指第319号  
平成 19年 6月 28日

化工機商事株式会社  
代表取締役 能仁 泰志 様  
Nullifire Limited  
Director John Gordon 様

国土交通大臣 冬柴 鐵三



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第2条第七号及び同法施行令第107条第一号(柱:1時間)の規定に適合するものであることを認める。

## 記

1. 認定番号

FP060CN-0269

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

ポリリン酸アンモニウム混入発泡性酢酸ビニル・アクリル共重合樹脂系塗料被覆/鉄骨柱

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

(注意)この認定書は、大切に保存しておいてください。

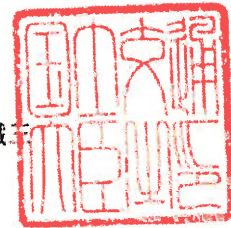


## 認定書

国住指第1199号  
平成 18年 10月 20日

化工機商事株式会社  
代表取締役 能仁 泰志 様  
Nullfire Limited  
Director John Gordon 様

国土交通大臣 冬柴 鐵



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第2条第七号及び同法施行令第107条第一号(柱:1時間)の規定に適合するものであることを認める。

### 記

1. 認定番号  
FP060CN-0249
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称  
ポリリン酸アンモニウム混入発泡性酢酸ビニル・アクリル共重合樹脂系塗料被覆/鋼管柱
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容  
別添の通り

(注意)この認定書は、大切に保存しておいてください。

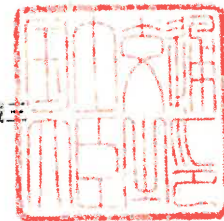


# 認定書

国住指第318号  
平成 19年 6月 28日

化工機商事株式会社  
代表取締役 能仁 泰志 様  
Nullifire Limited  
Director John Gordon 様

国土交通大臣 冬柴 鐵三



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第2条第七号及び同法施行令第107条第一号(柱:1時間)の規定に適合するものであることを認める。

## 記

1. 認定番号

FP060CN-0268

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

ポリリン酸アンモニウム混入発泡性酢酸ビニル・アクリル共重合樹脂系塗料被覆ノ鋼管柱

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

(注意)この認定書は、大切に保存しておいてください。



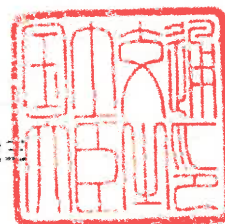
## 認定書

国住指第1198号  
平成 18年 10月 20日

化工機商事株式会社  
代表取締役 能仁 泰志 様

Nullifire Limited  
Director John Gordon 様

国土交通大臣 冬柴 鐵三



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第2条第七号及び同法施行令第107条第一号(はり:1時間)の規定に適合するものであることを認める。

### 記

1. 認定番号

I-P060BM-0185

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

ポリリン酸アンモニウム混入発泡性酢酸ビニル・アクリル共重合樹脂系塗料被覆/鉄骨はり

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

(注意)この認定書は、大切に保存しておいてください。

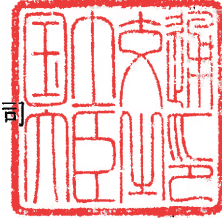


# 認定書

国住指第 2483 号  
平成 21 年 10 月 23 日

化工機商事株式会社  
代表取締役 能仁 泰志 様

国土交通大臣 前原 誠司



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第七号及び同法施行令第 107 条第一号（はり：1 時間）の規定に適合するものであることを認める。

## 記

1. 認定番号  
FP060BM-0252
2. 認定をした構造方法等の名称  
ポリりん酸アンモニウム混入発泡性酢酸ビニル・アクリル共重合樹脂系塗料被覆  
／鉄骨はり
3. 認定をした構造方法等の内容  
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。